第一号の三書式（第十五条関係）（平29会計規２・追加、令２会計規７・一部改正）

歳　入　証　明　書

（何科目）

調定年月日	摘　　要	徴収決定済額	納　期　日	納付者（数）	備　　考
		円			
合　　計					

上記のとおり相違ないことを証明する。

年　月　日

職　官　氏　　名

参　考

１　この表には、歳入証明書の対象とならない徴収決定分を含めて記入することができる。

２　摘要欄には、第15条第２項第１号の歳入は、区分を、同項第２号の歳入は、会計検査院が別に指定する事項を、それぞれ記入すること。

３　会計検査院が別に指定する歳入については、一括して記入することができる。この場合においては、納付者（数）欄には納付者数を記入すること。

４　備考欄には、次の表に掲げる区分に該当する場合は、当該区分に応じ、備考欄記入事項を記入すること。

区　　分	備　考　欄　記　入　事　項
歳入証明書の対象とならない徴収決定分を含めて記入した場合	１歳入証明書の対象となるものとならないものとの区別の表示 ２歳入証明書の対象となるものの合計額
分割納付債権の２回目以降の徴収決定に係る歳入	１当初の徴収決定年月日

	２当該債権全体の総納付回数及び今回の納付回数
分割納付債権に係る延納利子収入（当該延納利子が付される債権と同時に徴収決定をした初回分を除く。）	当該延納利子収入が付される債権に係る当初の徴収決定年月日
貸付料債権等の２回目以降の徴収決定に係る歳入	当初の徴収決定年月日